

平成25年度第1回東京都森林審議会
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

○事務局（司会） 定刻前ではございますけれども、御出席予定の委員の皆様が全てお揃いですので、ただ今から平成25年度第1回「東京都森林審議会」を開催させていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます農林水産部森林課の巽でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては年度末のお忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の委員の皆様の出席状況でございます。

現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える9名の委員の皆様にご出席いただいております。

東京都森林審議会運営要領第4の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、お手元に配付してございます資料について御案内させていただきます。

上から次第、資料1としまして委員名簿、資料2として「東京都森林審議会運営要領」、資料3としまして諮問文の写し、資料4としまして「南山東部土地区画整理事業に係る保安林の指定の解除の手続きについて」、資料5としまして「宅地造成事業に係る開発行為の審査等について」、資料6といたしましてA3の横版でございますけれども、「東京都稲城市南山東部土地区画整理事業区域内保安林解除」でございます。資料7でございますが、同じくA3横版でございます。資料6に関連したもので大規模盛土の資料となっております。

不備などございましたら御用意させていただきますので、御発言のほどよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、津国農林水産部長より御挨拶を申し上げます。

○津国農林水産部長 委員の皆様におかれましてはお忙しい中を「東京都森林審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は委員委嘱後、最初の審議会でございます。委員の皆様には委員就任の御承諾をいただき、改めてお礼申し上げます。

初めに、伊豆大島では昨年10月の台風によりまして大きな被害が発生いたしました。森林関係におきましても林道の被災や山腹崩壊による土砂流出がございました。皆様には御心配をおかけしているところでございますけれども、林道につきましては来年度中に全て復旧する予定となっております。また、治山につきましても今年度からすぐに緊急度の高い箇所から順に着手しておりまして、できるだけ早く復旧できるよう取り組んでまいります。また、先ほど町長からお話を聞きましたけれども、この大雪でかなり山の方も被害が出ているということではございます。そういったまだ状況がつかめないところではございますけれども、今後調査でわかり次第速やかに対応していきたいと考えてございます。

私も東京都でこれまでも森林整備を進めるために林道等の基盤整備ですとかスギ花粉発生源対策などに取り組んでまいりました。さらに、今後東京における持続的な森林整備と林業振興を図るために、今後10年間を見据えまして現在「森づくり推進プラン」の改定を行っているところでございまして、今年度中といたしますか、今月中には発表できる運びとなっております。今後は新たなプランに基づきましてどんどん森林施策を進めていきたいと思っておりますので、また皆様の御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

本日の審議会は森林保護の施行にかかる重要事項である保安林の解除に関する諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましては御審議のほどよろしくお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（司会） では、続きまして御出席の委員の方々並びに都の幹部職員を御紹介させていただきます。

お手元に別途座席表を御用意させていただいておりますので、そちらを御確認ください。窓に向かひまして右手側から河村委員でございます。

吉条委員でございます。

久保田委員でございます。

小峰委員でございます。

坂井委員でございます。

鈴木委員でございます。

田中委員でございます。

福田委員でございます。

松本委員でございます。

なお、本日、石野田委員、臼井委員、沖倉委員、坂本委員、土屋委員につきましては御都合により欠席となっております。

引き続き都の幹部職員を御紹介させていただきます。

ただいま御挨拶させていただきました津国農林水産部長でございます。

斉藤森林課長でございます。

本日は新たに委員を委嘱した後、初めての審議会となっております。議事に入ります前に、本審議会運営要領第2の第1項の規定によりまして会長を選任していただく必要がございます。運営要領では委員の互選ということになっておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

小峰委員、お願いします。

○小峰委員 引き続き鈴木雅一委員に会長をお願いしたらどうかと思っておりますので、御提案申し上げます。皆さん、御同意いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（司会） ただいま小峰委員から鈴木委員の推薦がございましたが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○事務局（司会） 皆様から異議なしの声がございましたので、鈴木委員に会長をお引き受けいただきたいと思います。

○鈴木委員 ふつつかではございますが、御推挙ということですのでよろしく願いいたします。

○事務局（司会） 鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 それでは、早速本日の審議を議事次第に従いまして進めたいと思います。

本日の議事は昨年に引き続き土地区画整理事業に係る保安林の指定解除について、でございます。土地区画整理事業につきましては宅地造成等規制法などの法令が関係していることから、関係する部署の職員の方の御出席を求めたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鈴木会長 それでは、事務局の方から。

○事務局（司会） 私の方から御紹介させていただきます。

土地区画整理事業を所管している都幹部といたしまして都市整備局市街地整備部奥秋民間まちづくり担当課長でございます。

では、席の方にお移りいただければと思います。

（奥秋課長、審議会席に移動）

○鈴木会長 それでは、まず審議会運営要領第5の第2項に議事録署名人がございまして、議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。

坂井委員、久保田委員、お願いできますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○鈴木会長 それでは、議事が終わった後に議事録ができました折の確認をよろしく願いいたします。

次に、審議会の公開についてお諮りしたいと思います。

資料2にございますが、審議会運営要領第6の第1項に公開に関して書かれております。公開が原則となっております。公開に関して御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鈴木会長 それでは、本審議会は公開とさせていただきます。

傍聴の方がいたら入場をお願いします。

（傍聴者、入室）

○鈴木会長 傍聴の方に一言申し上げます。

傍聴の方は、傍聴券の裏側に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 資料3の諮問文を読ませさせていただきます。

下記事項について、東京都保安林の手続に関する要領（平成12年4月1日11労経農林第1815号）第4の4の（7）のウの規定に基づき、諮問する。

平成26年3月3日

東京都知事 舛添要一

記

南山東部土地区画整理事業に伴う保安林の指定の解除

以上でございます。

○鈴木会長 それでは、諮問内容について事務局から説明をお願いいたします。

○斉藤森林課長 それでは、お手元の資料等に基づきまして内容を御説明させていただきます。大変申し訳ございません。座らせて説明させていただきます。

まず最初に、お手元の資料4をご覧くださいと思います。

この資料は保安林の解除手続について説明する資料でございます。本件の保安林の解除の権限は農林水産大臣にありますので、解除手続の最終段階は国が行います。

以下、手続の流れを説明させていただきます。

都は、申請者から提出されました保安林解除申請につきまして審査を行い、意見書を添付して国へ提出いたします。この意見書提出に当たって、保安林の解除面積が1ヘクタール以上のものにつきましては、必ず森林審議会の意見を聞かなければならないという規定となっております。本日の森林審議会はこのためのもので、資料4の手続の流れの2段目の「知事」と「森林審議会」のところでございます。

解除申請と意見書は国において審査が行われ、内容が妥当と認められれば解除の通知が知事に参ります。

知事は、この通知を受けまして解除の予定を告示して、関係者に異議・意見を提出する機会を設けます。

知事は、異議・意見の有無を含めて国に報告を行い、異議・意見の提出があった場合には国が意見聴取会を開催することとなります。異議・意見の提出がなかった場合、申請者は解除の予定告示後に保安林内の作業許可を受けまして、解除する保安林の機能を代替するための代替施設の設置に着手することができます。

代替施設の設置が完了しますと、都は完了確認を行い、国に報告をいたします。

国は、この報告を受けまして保安林の解除を告示し、解除が確定することとなります。

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。

通常保安林解除申請の審査につきましては森林法の基準で行われますが、宅地造成事業につきましては、資料5にありますように林野庁長官からの通知「宅地造成事業に係る開発行為の審査等について」に基づき、都市計画法及び宅地造成等規制法の基準により審査をすることができます。

この通知の内容について少し詳細に説明をさせていただきます。本件に関係いたしますのは通知の記の1と記の2でございます。

記の1において「法第10条の2第2項第1号の基準」とございますのは、森林法第10条の2第2項第1号の基準のことでございます。この基準は、保安林の現に有する災害防止の機能から見て、当該開発行為により土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れがないかどうかの基準ということでございます。

記の2において「法第10条の2第2項第1号の2の基準」とございますのは、同じく森林法第10条の2第2項第1号の2の基準のことでございます。この基準は、保安林の現に有する水害防止の機能から見て、当該開発行為が水害を発生させる恐れがないかどうかの基準ということでございます。

したがって、記の1は、宅地造成事業について土砂流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れがないかどうかの判断に当たっては、原則として都市計画法及び宅地造成等規制法の基準に適合していれば森林法の基準に適合しているものとして差し支えないということでございます。

また、記の2は、宅地造成事業について水害を発生させる恐れがないかどうかの判断に当たっては、原則として都市計画法及び宅地造成等規制法の基準に適合していれば森林法の基準に適合しているものとして差し支えないということでございます。

ここで注意しなければならない点の一つでございます。都市計画法及び宅地造成等規制法の基準に適合することをもってとなっており、都市計画法及び宅地造成等規制法の許可をもってとなっておりませんので、保安林の解除審査におきましては、事業者から申請のあった計画内容が都市計画法及び宅地造成等規制法の基準のいずれに該当し、また適合しているかを明らかにしなければこの通知を適用することはできないということでもあります。

すなわち、都市計画法及び宅地造成等規制法の許可を受けているから森林法上も適合しているということにはならないということでございます。都市計画法及び宅地造成等規制法の許可を受けているのであれば、その基準に適合している許可を受けていることになる訳ですから、事業者は申請した計画内容につきまして都市計画法及び宅地造成等規制法の基準のいずれに該当し、または適合しているかを明らかにすることが可能となるということでございます。

この通知の適用を受ける場合の保安林の解除審査におきましては、事業者において都市計画法及び宅地造成等規制法の基準のいずれに該当し、また適合しているかを明らかにする資料を提出していただくこととなります。もし、それらを明らかにする資料が提出できない場合にはこの通知の適用を受けられないこともございます。本件の審査におきましても、後ほど説明させていただく盛土、擁壁、排水施設、洪水調整施設などはこの形で審査がなされることとなります。

ただし、通知の記の1、記の2に含まれない森林、緑地等は森林法の基準により審査さ

れます。

また、森林法で基準が定められていて、都市計画法及び宅地造成等規制法の基準に該当項目がないものにつきましては森林法の基準により審査をされるということでございます。

なお、東京都におきましては、都市計画法及び宅地造成等規制法の基準は都市整備局が定めております都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準及び宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の審査基準となります。

資料4、5につきまして、南山東部土地区画整理事業にかかわる保安林の指定の解除の手の流れと審査上の特記事項について説明をさせていただきました。

続きまして、資料の添付はございませんが、今回審査をいただく保安林区域2の保安林の概要につきまして、昨年の審議会でも御説明をさせていただきましたが、今回新たに委員になりました方もいらっしゃいますので、改めまして御説明をさせていただきます。

まず、この区域は昭和33年9月の狩野川台風により崩壊しまして、その崩壊土砂が下流に流れ出て被害が発生したものでございます。事業としましては、昭和34年、36年に治山事業を実施し、谷止工等の構造物で復旧を図ったところでございます。治山事業の実施に伴いまして、昭和36年2月7日に保安施設地区の指定がなされ、昭和40年2月7日に保安施設地区から保安林に転換されたのが現在の保安林でございます。

保安林の種類といたしましては土砂崩壊防備保安林で、面積は8.546ヘクタールでございます。昨年度審議をいただきました保安林区域の1の2.7837ヘクタールと合わせまして土地区画整理事業の区域内には11.3297ヘクタールの保安林があり、前回の申請と合わせてその全部を解除したいという計画でございます。

続きまして、資料6につきまして説明をさせていただきます。

資料6は表紙にありますとおり、事業者である南山東部土地区画整理組合が作成した資料でございます。これにつきまして補足を含め、これから説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。まず保安林解除の申請をする理由について説明をさせていただきます。

「1）解除理由」は住宅団地の造成でございます。この資料では「住宅団地の造成」と記述されてございますが、保安林の解除申請にかかわる事業内容は宅地用地の造成で、建物は含まれておりません。

事業の名称は「南山東部土地区画整理事業」でございます。

土地区画整理事業の事業区域は約87ヘクタールでございます。資料には書いてございませんが、事業区域内の主な用地の内訳は、住宅用地が約33ヘクタール、道路用地が約14ヘクタール、学校等公共施設用地が5ヘクタール、商業施設用地が約2ヘクタール、果樹園の生産緑地が約4ヘクタール、緑地が約27ヘクタール、その他2ヘクタールとなっております。

次に「2）解除申請書の分割」について説明をさせていただきます。先ほども申し上げ

ましたように、土地区画整理事業区域内には2つの保安林がございます。本区画整理事業は面積も大きく、事業期間も長期にわたるものでございます。森林法における保安林の解除の考え方は、1つの事業であってもその都度必要な部分についてのみ解除を行うとなっており、本件につきましても2回に分けた申請となっております。昨年、西側の保安林区域1について解除申請がなされ、こちらは昨年8月下旬から保安林内の作業許可をとって保安林部分の工事に着手していますが、最終的に解除が確定いたしますのは、作業許可で行う代替施設の設置工事が完了し、代替施設の完了確認が行われ、保安林解除告示がなされたときとなります。代替施設の工事は完了は、計画では平成27年度末になる予定でございます。今回の申請は東側の保安林区域2となります。

次に右側の「1-2 事業の概要」について説明させていただきます。ここに書いてありますのは土地区画整理事業全体の概要です。資料に書いてありませんが、土地区画整理事業全体の計画人口は約7,000人となっております。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。緑色の線で囲まれた区域が土地区画整理事業の事業区域で、約87ヘクタールでございます。事業地は多摩川の南側約2キロメートルの位置でございます。事業地の北側に接して京王電鉄相模原線が通っており、最寄り駅は事業区域の左上角から左側に1.5センチほど行った稲城駅と、事業区域内の右上角から右側に1.5センチほど行った京王よみうりランド駅でございます。事業区域内の赤色で塗られた部分が保安林で、左側が保安林区域1、右側が保安林区域2となります。図の表示では保安林区域1、2とも同じ色で表示され保安林解除申請区域となっておりますが、今回解除申請が提出されたのは右側の保安林区域2の箇所でございます。左側は前回審査していただいた保安林区域1ですので、今回の解除申請区域には含まれておりません。よろしくお願ひ申し上げます。保安林区域2の周囲に青色の一点鎖線がございますが、これは保安林解除申請における事業区域でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。事業全体の計画図でございます。この図は事業区域全体の土地利用計画及び保安林の位置を表わしたものでございます。先ほどの位置図と同様に、今回の解除申請区域は右側の保安林区域2だけでございます。土地利用区分については右上に凡例がついてございます。土地区画整理事業全体で見ますと、薄黄色の戸建て住宅用地が広がっています。図面中央部で道に沿った赤い部分は商業施設等でございます。商業施設用地の左上及び右側のオレンジ色の区域は集合住宅用地、中心より右側にあります3カ所の紫色の区域は既存の宗教施設の移転用地でございます。点在する鶯色の区域は農地等の生産緑地、下部の中央付近の水色の区域は公園となる残置森林でございます。残置森林の右側の灰色の部分は公営墓地用地、公営墓地用地の上の緑色の区域は学校用地、学校用地の右側のクリーム色の区域は給食センター等の公益施設用地をそれぞれ表してございます。

今回の解除申請される保安林区域は右側の赤い実線区域でございます。地形的には保安林区域の左側が沢の上流部、右側が沢の下流部の谷地形となっております。保安林区域

は沢の上流部に当たる左側の区域がオレンジ色で示されている集合住宅用地、沢の下流部に当たる右側の区域は薄緑色で示されている造成森林・緑地で、左上の紫色で示されている既存の宗教施設の移転用地、その他は新設される道路用地と沿道の緑地、戸建て住宅用地などに転用される計画となっております。造成森林・緑地に扇形の同心円状に描かれていますのは、後ほど説明させていただきます大規模な盛土の斜面でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。事業全体の期別計画でございます。この図は各工区の年度別の施工時期を表したものでございます。下の図で解除申請のあった保安林区域2が含まれる工区は、F2工区を主体に、F1工区、F3工区、E1②工区でございます。これらの工区の工事完了時期は上の棒線グラフで平成29年の予定となっております。この資料は事業者が作成したもので、着手予定が平成26年半ばとなっておりますが、実際に工事に着手できますのは、本審議会を初めとする保安林解除手続が進行し、国の審査が完了し、解除の予定告示、異議・意見等の提出期間等を経て、事業者が保安林内の作業許可を受けてからとなります。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。事業区域の現況及び写真でございます。左側が現況説明、右側が事業区域の写真でございます。右側の航空写真は事業着手以前の平成17年10月に撮影されたもので、写っておりますのは現在の状況ではございません。現在は保安林区域2を除くかなりの部分で造成工事が進行しております。緑色の線で囲まれた区域が土地区画整理事業の事業区域、赤い線で囲まれた部分が保安林区域で、今回の解除申請区域は右側の保安林区域2となっている区域でございます。

保安林区域2では赤い囲みの中央に赤い線が入り込んでいますが、この部分は沢の地形となっているもので、沢の流れの部分である水路敷は保安林の区域に含まれていないので、このような表示となっております。この赤い線に沿って保安林2の中央部を左側から右側にかけて沢が流れてございます。今回の解除申請では、この沢を埋める大規模盛土が計画されております。沢の水は出口部分の都道に沿った排水溝により京王線をくぐって北側である上の方向に流れて行き、京王よみうりランド駅と書かれた上にある白っぽい屋根の工場の北側に流れている三沢川に入っています。都道の両側には住宅がありあります。土地区画整理事業の事業区域の右側は、写真の下の部分にありますとおり、ゴルフ場となっております。このゴルフ場の排水も一部が保安林の沢に流れ込んでおります。写真にありますとおり、この区画は土地区画整理事業着手前には多くの森林がございました。これらは昭和50年ごろまでの森林法に基づく地域森林計画対象森林でございましたが、都市計画において市街化区域に編入されたため、地域森林計画対象森林から除外された経緯がございます。このため土地区画整理事業着手時点においては保安林区域のみが森林法上の手続の対象となっており、その他の森林については林地開発許可制度等の適用はございませんでした。

続きまして、6ページをお開きください。6ページと7ページは申請区域の写真でございます。

います。

先に7ページをご覧いただきたいと思います。7ページの右側の航空写真は5ページのものと同様、平成17年10月に撮影したものです。今回の申請区域を中心に拡大したものでございます。丸囲みの数字が打ってございますが、スナップ写真の撮影位置と撮影方向を示したものでございます。①と②が沢の上流から下流側を見たもの、③④⑤が沢の下流側から上流方向を見たものとなります。スナップ写真は平成25年夏ごろに撮影されたものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。スナップ写真でございますが、写真①と②は解除申請保安林区域の沢の上部から下の方を見る位置で、位置を変えて撮影したものでございます。写真①に写っている手前の造成工事は保安林解除申請における事業区域の区域外であり、当然のことながら保安林区域外でございます。保安林区域以外は森林法上の開発許可は必要ないため、宅地造成等規制法の許可を得て既に工事を始めている部分でございます。写真③は都道に接する沢の出口から上流方向を見たものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。左側の写真④は都道に接する沢の出口と上流方向を見たものでございます。後ほど説明をさせていただく大規模な盛土の下の端は都道近くまで来ることになります。写真⑤は保安林の北東方向から見た写真でございます。保安林内の森林の現況でございますけれども、ナラ等の雑木林になっており、林内はササ類が繁茂しております。

8ページをご覧いただきたいと思います。この図は今回解除申請を拡大したものでございます。青色の一点鎖線が保安林解除申請における事業区域で、赤色の実線が保安林区域でございます。

保安林解除申請における事業区域について説明させていただきます。先ほどから出てまいりますように、この図面におきましても青色の一点鎖線で囲まれた区域が保安林の解除申請における事業区域でございます。本件における保安林の解除申請における事業区域と申しますのは、現状において造成工事を行っていない区域でございます。通常の保安林解除においては解除の見込みが立った時点で事業に着手することが普通ですが、本件のように保安林以外の森林が地域森林計画対象森林でない場合には、関係法令の手続が完了すれば保安林以外の区域に着手することが可能でございます。ただし、保安林以外の区域に着手していることをもって保安林を解除することが確定されているわけではございません。保安林は森林法に定められた解除の要件を満たさなければ解除することはありませんということでございます。数字の方は後のページで出てまいります。今回の保安林解除申請における事業区域面積12.6591ヘクタール、このうちの保安林区域の面積は8.546ヘクタールで全域を解除する申請となっております。中央部の赤い線は沢筋でございますが、沢筋を横断している工作物が7カ所ございます。これは治山事業で設置しました谷止工と呼ばれる治山ダムでございます。この図でおわかりのとおり、保安林区域は大きな沢地形になっておりましてこの沢を埋める盛土が計画されている内容となっております。

続きまして、9ページの方をお開きいただきたいと思います。この図は保安林解除申請区域の土地利用計画を拡大したものでございます。この図は、先ほど説明させていただきました保安林解除申請の事業区域のみを便宜的に着色しております。図の保安林区域の右半分にある扇形の同心円状に描かれているのは大規模盛土の斜面でございます。この斜面は公園用地となる区域でございます。盛土の斜面の上部は戸建て住宅用地と集合住宅用地として利用する計画でございます。その後ろは道路用地を挟んで集合住宅用地、給食センター用地として利用する計画がございます。保安林区域の右側でございます青い囲みとなっている部分は雨水の調整池で、地下式で建設される計画でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。計画概要総括表でございます。4-1は事業区域を使用する権利の取得状況でございます。本事業は南山東部土地区画整理組合が実施主体となっておりますが、土地区画整理組合は事業区域内の土地の所有権を取得していません。土地区画整理法に基づく仮換地の指定により、所有権者の権利を一定の期間停止し、土地区画整理組合が土地区画整理事業に土地を使用できる仕組みとなっております。

4-2は資金計画でございます。ここに書いてはございませんが、土地区画整理事業の全体の事業費は約406億円で、その約8割を土地区画整理による土地の売却代金、残りを公的補助金で賄う計画となっております。事業費の支出時期と土地の売却時期との間で生じる資金需要は最大で約85億円で、4-2の表にある資金総額がこれに当たります。資金需要につきましては、ここにあります金融機関と借入れに関する約定が成立しているところでございます。

4-3は事業の支出のうち代替施設に要する費用でございます。保安林の解除に当たっては、解除する保安林の機能を代替する施設の設置が必要となっております。この表は設置する代替施設の数量、経費を示してございます。代替施設は、土地造成のための切土と盛土、急傾斜地となる法面などの崩壊を防ぐ擁壁工、緑地を造成するための緑化工、雨水等処理するための水路施設と雨水調整池でございます。調整池は先ほど説明させていただきました沢の中央付近のほかに、解除申請区域のほかに第3-1号調整池を設置する計画ですが、事業区域の中から出てくる雨水を地形的に沢方向とは別のルートで流す必要があります。この別ルートの洪水防止のための調整池でございます。代替施設に要する経費の総額は約68億3,300万円余りとなっております。なお、事業者が作成したこの表は、保安林解除申請における事業区域を中心とした代替施設のみを上げておりますが、保安林解除における代替施設は、森林または緑地の割合や配置あるいは排水施設のように保安林解除申請における事業区域にあるものも対象となりますので、本件土地区画整理事業における代替施設はこれ以外にもあることとなります。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。4-4は事業期間でございます。これは4-3に上げられました代替施設の設置等に関する詳細工程で、平成26年10月に着手し、平成31年に完成する計画となっております。この資料はこれまでも説明させていただきましたとおり事業者が作成したもので、事業着手は事業者としての計画時期でございます。

先ほどと同じように国の審査が完了してからの着手ということでございます。

次に4-5の事業規模でございます。事業施設や代替施設の所在場所をあらわした表で、全ての工種で保安林区域の内外にわたって設置するものでございます。これも4-3と同様に保安林解除申請における事業区域を中心とした施設のみを上げております。

次に4-6の転用後の用途別面積でございます。保安林解除申請における事業区域面積は12.6591ヘクタールでございます。この表は、左端に縦に用地の状況を保安林以下道路まで8タイプに分類し、最上段横方向に転用後の用途を道路から宅地までの4タイプに分類しています。その上で転用等状況と転用後の用途の面積を適宜結びつけて表したものでございます。例えば、保安林部分8.546ヘクタールは1.1087ヘクタールが道路用地、3.2463ヘクタールが公園、0.46ヘクタールが緑地、3.731ヘクタールが宅地として利用されることとなります。

次に南山東部全体の残置森林率及び森林率でございます。保安林の解除手続では事業区域において残置森林または造成する森林緑地の面積割合やその配置についての基準がございます。これについて事前に林野庁と協議した結果、本件については土地区画整理事業全体の事業区域である87.4585ヘクタールの中で確保することとされました。土地区画整理事業全体の事業区域において転用にかかわる保安林は、保安林区域1の2.7837ヘクタールと保安林区域2の8.546ヘクタールを合わせて11.3297ヘクタールとなります。転用にかかわる保安林面積が5ヘクタール以上である場合は、森林または緑地の割合はおおむね30%以上確保する必要があるとされています。本件に関しましては土地区画整理事業全体の事業区域の中で森林または緑地の割合を31.1%として基準を満たすことになっております。したがって、31.1%の対象となる森林または緑地の設置が保安林解除の要件を満たすために必要とされたものとなってございます。31.1%の下に全体の保安林の解除申請にかかわる事業区域の残置森林率及び森林率を0.00%、43.07%と掲げておりますが、これはあくまでも参考値でありまして、保安林解除の要件といたしましては、土地区画整理事業全体の事業区域において31.1%に見合う森林または緑地の設置が必要となります。

次に12ページをお開きいただきたいと思っております。計画概要総括表凡例図でございます。この図は代替施設の設置、数量を表わしたものでございます。色違いが、薄い黄色、黄色、薄い緑、緑色となっております。色の差が小さくて少しわかりにくい点がございますが、図面の右上の方から説明をさせていただきます。右上の青い囲みは3-2号調整池と呼ばれる洪水時の雨水を調整するための施設でございます。同様の施設が中央左側にも3-1号調整池としてございます。3-2号調整池を含む薄い緑色の区域は造成される森林緑地でございます。この中で扇形の同心円状に描かれているのは大規模盛土の斜面でございます。この大規模盛土の直上部から始まる薄い黄色の区域は宅地でございます。宅地の後ろにございます長いコの字型になった緑色の区域、また右隅の緑色の区域等は緑地でございます。コの字型に囲まれている曲線状の区域また一定の幅で大きく円弧状に描かれているのは道路でございます。道路の中心に白抜きの四角を結ぶ黒い矢印がございまして、これ

は下水管を示してございます。矢印は下流の流れる方向を示したものでございます。下水管の脇に丸つきの数字がございしますが、例えば先ほどのコの字型の右上のところに㊸という数字がございします。㊸は下水道管の番号で、その脇に3段書きになっております数字は上から管の直径、管の勾配、管の延長を示したものでございます。㊸の下水管は、管の内径は直径が250ミリメートル、勾配が千分率で5パーミル、延長が44.0メートルということでございます。凡例の左側に㊹という管がございします。これは上段が□2000×1800となつてございしますが、内径断面が2000ミリメートル×1800ミリメートルの長方形の管を示したものでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。事業計画書でございします。先ほども説明しましたとおり、項目3の第2段落の5行目に計画人口7,000人規模という記述がございします。

それから、項目9について補足説明をさせていただきます。(ア)に「切土量369,564 m³、盛土量1,172,800 m³、不足土803,236 m³」と書いてございしますが、これは保安林解除申請における事業区域約12ヘクタールについての数量を抜き出したものでございします。約87ヘクタールの土地区画整理事業の事業区域全体での数量は、切土量359万1,800立方メートル、盛土量302万6,400立方メートル、単純計算では56万5,400立方メートル、土工上は41万7,600立方メートルの余剰土が発生いたします。これらの余剰土は事業区域外に運び出され処分されることとなつてございします。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。この表は、森林法以外で当該事業の実施に当たって法令上必要となる手続の状況を事業者が整理したものでございします。

続きまして、15～17ページでございしますけれども、大規模盛土区域についての縦横の断面を示した図面でございします。

まず15ページは16、17ページの断面図がどの位置かというところを示してございします。保安林区域、沢の方向A-A'断面それぞれと直角方向B-B'断面とC-C'断面が切つてございします。

16ページをお開きください。A-A'断面とC-C'断面の交点でありますC-C'断面位置と書かれている部分での盛土の高さが図上で3センチメートル以上ありますので、1,000分の1の縮尺から厚さが30メートル以上あることがおわかりかと思ひます。また、C-C'断面の位置は沢の上部でございしますが、そのまま右の方向である沢の下部へ向かつて盛土の高さが大きくなっていきまして、▽95.0と書かれた地点は約40メートルの高さとなる盛土でございします。

次に18、19ページをお開きいただきたいと思います。当該事業で設置されますブロック積擁壁と鉄筋コンクリート擁壁の標準的な断面図の参考図が示されたものでございします。

引き続きまして、資料7の大規模盛土関連資料につきまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。航空写真に大規模盛土の区域を示し

たもので、外周の緑色の線が土地区画整理事業の事業区域、赤色の線が保安林解除申請区域、青色の線が大規模盛土の区域でございます。保安林区域に重なる大規模盛土は、最大で高さが48メートル、盛土量は概算で110万立方メートルとなる予定でございます。もう一つの下側の大規模盛土につきましても保安林区域には重なりません、最大盛土高等につきましてもこちらに書いてあるとおりでございます。

次に2ページ目をお開きいただきたいと思えます。保安林区域に重なる盛土の断面を谷の下流側から上流方向に切った断面でございます。緑色の斜線で示されているのが基礎地盤、その上のオレンジ色の線が層状になっているのが盛土でございます。盛土の構造は、現地で発生する稲城砂とロームをそれぞれ1.2メートル厚で交互に盛土する互層構造となっております。基本的には下右側の盛土構造も同じ構造でございます。

3ページ目をお開きください。3ページ目は保安林区域に重なる盛土の断面を、谷を横方向に切った図でございます。

長くなりましたが、概要につきましては以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○鈴木会長 御説明ありがとうございました。

これにつきまして審議をするわけですが、私は前回の委員会で御説明のあった北西部の部分の解除を御審議いただいてお認めしたことがあります。そのときの審議を思い出しますと、資料を事前に配っていただいて、今回もお配りいただいたわけですが、各委員から質問事項を出して、ある程度それに対する回答を資料で配っていただいたことがあったかと思えます。今回はもしかすると時間が短くてそのプロセスをとる時間がなかったのかもしれませんが、皆様方がお尋ねいただくところ、どのあたりにどういう御質問があるか私も把握しておりませんので、今、御説明いただいたところのどこからでも結構ですので、各委員の方からお尋ねをいただければと思う次第です。どなたかございますでしょうか。

○坂井委員 資料6の13ページでございますが、「7 利害関係者の意見」についてです。昨年の審議会でも確認されたかと思うのですが、「その他、影響を及ぼすと考えられる土地の所有者等（法定権限者）については、解除に対する同意書を取得している」と書いてあるのですが、この利害関係者の範囲といいますか、同意書を取得している範囲はどのような範囲になるか。航空写真を見ると割と造成地のすぐそばに住宅地もあるようでございますので、どの程度の範囲になっているのかということをお教えいただければと思います。

○鈴木会長 いかがですか。

○斉藤森林課長 それでは、図面で説明させていただきたいと思えます。資料6の2ページに図面が添付されていると思えます。ここに緑色で塗ってあるのが事業地でございます。赤くなっているのが保安林でございます。保安林の下流域にございます住宅地の方、また土地を所有する利害関係人等の範囲ということで承諾をとっているところでございます。

○鈴木会長 今のお答えですと、該当する保安林の下流の地域という御説明ですか。

○斉藤森林課長 斜面から土砂等が流出する恐れのある箇所につきまして、それらの住民の方々の同意をとっているところでございます。

○鈴木会長 他にございますでしょうか。

○久保田委員 資料6の11ページになります。右側の「転用後の用途別面積」のところ造成後の残置森林率が8.7%という数字が出てきておりますけれども、これまでの丘陵地の開発計画と比較した場合には、この残置森林率はかなり低いという印象で見ました。東京都の場合、丘陵部の開発案件については「みどりのフィンガープラン」というものがあり、「みどりのフィンガープラン」の対象地域になる場合には結構ガイドラインでいろいろな基準が示されております。特にその中で骨格緑地というものとは主たる尾根線となりますけれども、主たる尾根線の地形は改変しないというガイドラインがあって、したがって対象地域の開発計画が出る場合ですと、骨格緑地を残しながら図面が作成されるということで、その手の図面については私もこれまで何件か見たことがあります。どうしても骨格緑地を残して造成する形になりますから、特に住宅開発の場合には図面は大体土木の観点からつくられることが多いようで、造成平場という建物が立地できるような造成した平場をどれだけの面積確保できるかが事業の採算に絡むということで、骨格緑地を残した場合に、山の斜面を削って、削ったもので谷底を埋めて、通常大体切土と盛土が1対1という形になっていて、そういう形での計画が多いのです。これまでたまたま西多摩であった私の知っている2件の場合ですと、それぞれ10メートル厚さの盛土で、10メートルの盛土について、もちろん谷底は全部改変されてしまいますから自然環境の評価の問題も一方では出ますけれども、もう一つは大雨が降ったときに、要するに一気に雨が流れてきて地元の中小河川が氾濫する危険性がないのかどうか、あるいは10メートルの盛土が崩れる危険性はないのかどうかという不安が地元の下流の住民から出た経緯があります。

今回のこの案件を見ますと、実は「みどりのフィンガープラン」では多摩丘陵については八王子市、日野市、町田市の丘陵部はフィンガープランの対象地域になっておりますけれども、稲城市については対象地域になっていないようなので、そういう点でこの計画は「みどりのフィンガープラン」のガイドラインとは全く無関係な、その規制を受けないところで計画されたものだと理解しましたけれども、そうしますとこの計画のように骨格緑地もとにかく切り取ってしまって、切土、盛土の土工量が全体として大きくなる形になっているのかと思います。その中で先ほど事務局からも説明がありましたけれども、40メートルの盛土という形が出てきておりますので、40メートルの盛土が安全面でどうなのか、この辺は別のところでも検討されているのかもしれませんが、非常に不安があるところでございます。特に昨年は大島の土砂災害等もありましたけれども、大島の土砂災害も結局もともとの地形の部分ではなくて、その上に積もった火山灰だとか火山礫だとか、表層部分が大雨で水を含んで一気に崩れたというのが実態でしょうから、そういう点で残土の部分が崩壊を起こす危険性がないのかどうか、その辺を非常に不安に思っております。

○鈴木会長 御意見をありがとうございました。

多分私が想像するに、今日ここで盛土関係でお尋ねというか、御意見が幾つかあると思います。そうしましたら、1対1でお尋ねしてもいいのだけれども、重複するかもしれないとも思いますので、もし何かこのあたりの関係でお尋ねがあれば先にここで伺いたいと思いますけれども、どうぞ。

○福田委員 私も素人なのでよくわからないのですけれども、先日も大雪が降りましたし、本当に備えとしてそういうことがあるということが、突然のことがかなりありますので、そういうところがその辺で大丈夫なのかなという不安はとてもあります。

○鈴木会長 他にこのあたりで。

今、もう一つ盛土という話と水が下流に流れていかないか、というような久保田委員からのお尋ねもあったかと思えます。水の方について、道路に降った水は暗渠でおおむね調整池へ持っていくというような先ほどの御説明だったかと思えますが、それ以外のところに降った雨水はどういうふうになるのか、そういうものも、もう少し加えた御説明をいただきたいかなとも思いました。先ほどの久保田委員のほかの御質問とあわせて、今、お尋ねが出た盛土の評価、それから、水についてももう少し御説明を加えていただけますでしょうか。場合によると都市整備局の方でしょうか。

○斉藤森林課長 大変申し訳ございません、私の方では詳しい御説明ができない面がございますので、今の御質問、盛土等を含めまして、都市整備局さんが来ておりますので御説明をお願いできればと思います。

○奥秋民間まちづくり担当課長 都市整備の方から御説明する前に、図面が補足的に必要なものもあろうかと思ひまして、今からお配りしてよろしいでしょうか。

○佐藤会長 どうぞ。

(事務局、追加資料配付)

○奥秋民間まちづくり担当課長 説明につきましては、まず盛土の構造等について説明を差し上げた後に、排水などについても触れていく、場合によっては一緒になってしまうかもしれませんが、全体の話をもっとさせてください。

基本的に別冊資料、資料7の2ページをご覧ください。今、お手元にお配りした資料はそれを部分的に拡大した図面でございます。

発生した残土といいますか、建設発生土は外へ搬出することになると莫大な経費がかかります。したがって、現場内の処理というのが土木工事の基本であります。また、区画整理事業ということでありますので、区画整理の事業者さんたちがその中でお金をやりくりしながら事業を進めていくこととなりますので、極力現場内での発生土の処理を行っていく。平場は、山を切って、切った山の土をもとに埋めていく、それで平らなところをつくっていく、その上に道路や宅地をつくっていく。ここでの開発はそういう流れになっております。

大規模盛土なのですが、御案内のとおり最大で47メートルくらいの盛土があります。しかし、この盛土がそんなに驚くべきものかということなのですけれども、隣の多摩ニュー

タウンですとか横浜のニュータウン地区ですとか、こういったところではまある盛土でございませう。今回の盛土に関しましては、保安林を埋めるということで通常の盛土とはまた違った形での盛土構造になっております。2ページの図面をご覧くださいませうと、点線ですとか赤い線ですとか橙色の実線ですとかいったものがあります。それぞれ、今、お配りした方の資料、拡大図面をご覧くださいませうとおわかりになると思うのですが、まず関東ローム層の発生があります。発生の関東ローム層から出てきたロームの土を0.9メートルの厚さで転圧、敷き均ししてまいります。

1層について御説明いたしますけれども、ローム、赤い実線、ローム、それから点線があつて稲城砂があります。その層が何層か作られまして、最後のところにRC40という形で、これは碎石層なのですが、大体これが1ユニットになっております。それぞれローム層の間にある赤い実線につきましては、いわゆる排水を促すための不織布でございませう。そしてまたロームを挟んで、その下に稲城砂、これも現場で発生する砂でございませう。この砂層を形成いたします。そして、さらにその下にまた不織布を入れて排水を促す、そういった面を設けます。それから、またローム、不織布、ローム、砂、それを続けまして、最後のところにまた排水を促すということでRC40碎石層を設け、これがこの構造になっております。これによりまして、まず地面に水が極めて浸み込みにくい構造になっております。また、間の砂ですとかローム層ですとか、これを規則正しく並べていくことによって水を外に排出するという構造にもなっております。勾配につきましては、約1%程度の勾配を保って施工してまいります。

これが盛土の構造です。

そして排水の方なのですが、排水につきましては資料6の12ページをご覧くださいませうと思ひます。下水道の雨水排水の説明が先ほどございませうけれども、このエリアで降つた水は基本的に全て下水管に入るようになっております。道路に降つた水もちろんですけれども、斜面に降つた水につきましては扇形の、これはいわゆる盛土の斜面をあらわしているのですが、扇形の等高線上にいわゆる捷水路が入っております。その水路は縦方向に何本か、一番大きな扇形の図面の中には5本ほど縦方向に水が入っておりますが、これを使いまして水を促していつて調整池に送る。調整池はそのまま下水道につながっているという構造です。したがひまして、最大時間雨量で75ミリの雨を想定して設計されておりますけれども、その範囲においては、雨水排水に関してはこのルートを通じて調整池に全て行く。調整池ではもちろん水が常時排水されておりますので、大雨が降つて、入ってくる量と流れ出す量の均衡がとれなくなると調整池に水がたまり出す。それでピークをカットするという仕組みになっております。

大体概略ですけれども、またこれについて御質問があれば。

○鈴木会長 今、御説明いただきましたそのあたりで他にございませうか。

どうぞ。

○坂井委員 今、盛土の関係と排水の関係は概略を説明いただいたのですけれども、盛土

の方は構造の御説明はあったのですけれども、先ほどどなたか御質問になった崩れないのかとか、大雨が降ったときの安定性がこの審議会では必要になるかと思えます。

それともう一つの排水の方も時間雨量75ミリという御説明があったのですが、この地域の過去何十年間の最大雨量がこれくらいで、それに対してどうだという補足をしていただいて、調整池の能力的に見て、例えばの説明として過去何十年間の最大のこういうときにも耐えられる構造ですとかいう形で御説明いただくと私どもも理解がしやすいかなと思えますので、補足をお願いしたいと思います。

○奥秋民間まちづくり担当課長 まず、先ほど盛土の詳細な構造について御説明したのですが、全体構造をまた御説明いたします。資料7の2ページをご覧くださいと思います。先ほど盛土の施工方法を含めて構造について御説明いたしました。基本的にその構造で十分耐えられる、破壊、崩壊等が起こらないと考えておりますけれども、全体の盛土の中で左側のところに「盛土堤体改良（稲城砂）」と書いてある部分がございます。これはいわゆるダムのようなものです。非常に土を改良しまして、いわゆるソイルセメント状態のものでここに堤体をつくります。この堤体が法尻をしっかり押さえる構造です。それから、この図面にはないのですけれども、今の図面で層の真ん中あたり、見えづらくて申し訳ないのですが、ここにずっと細い線が書いてあると思うのです。このものも実は構造でございまして、幾つかのこういった堤体を盛土の中に設置してまいります。設置した間をまた埋めていくという構造で、山といいますか、こういう大きな堤体を幾つもつくりながら盛土をしていく構造になりますので、基本的には1カ所が崩壊して全部崩れてしまうとかいう構造ではございません。それぞれのユニットでしっかり押さえていくという構造になっております。ですから、先ほどの土層構造、排水の状態、全体の盛土の構成といいますか、構造といいますか、こういったことを含めまして、我々の方としては地山よりも強い構造を持っていると考えておりますけれども、そういうことでまず崩壊するようなことはないと思えます。

排水の能力に関してなのですが、先ほど75ミリ相当といたしましたけれども、これは10年確率でございます。10年確率の降雨に耐えられるような雨水排水構造になっています。最大はその量で計算されております。

補足で、南山の近傍の気象庁の観測所、これは八王子ですけれども、こちらの方で過去38年間の実績データということで、日最大雨量が354ミリ、時間雨量で63ミリという記録がございました。大島に比較してはるかに少ないことになりますので、この設計思想でまず大丈夫だと考えております。

○鈴木会長 まず盛土の安定ということで御説明をいただきましたが、私から今の水についてお尋ねしますと、資料6の12ページのところを見ていて、先ほど御説明いただいた捷水路というのは図面にある赤い点線、半円形に弧のように点線がありますが、これなわけですね。それを斜面の下流に向かってところどころに直線的に伸びているのが集めた水を下におろす。

そこで、一つは、ここは公園用地ということなのですが、公園用地だとここは何かの芝生を張ったり植栽をしたりというようなことになるのかなど。お尋ねはその点について2つありまして、1つは公園用地ということだと、いわゆる公園用地も含んでこれが宅地造成等規制法で一括して許認可の対象になっているのか、つまり公園は宅地ではないので宅地造成等という「等」にこの公園が入っているのかということをお尋ねしたい。

もう一つは、公園ということだと先ほど言ったように芝生を張ったり木を植えたりする、そうすると先ほどの資料7の2にあるような断面図でローム層だから雨が浸み込まないとおっしゃったが、そこには木が生えたり芝生があったりしたら何がしか水は浸み込むのではないかと思うのです。そこのところはどうなのでしょう。2点性質が違うお尋ねです。

○奥秋民間まちづくり担当課長 まず、先の質問ですけれども、公園用地は宅造の対象になるかどうかということですが、これはなりません。それを含めて審査しております。

それから、何がしかの木を植えたり何なりという話なのですが、まず上部利用についてはこれから稲城市との、組合さんとの協議になってきますので具体には決まっておりますが、御指摘のとおり水が極めて浸み込みにくい構造ということで施工しておりますので、大木の類ですとかそういったものは、なかなかなじまないだろうということになると思います。ただ、表層の雨水による崩落等を防ぐためには、やはり土木一般で行われている植生マットですとか、そういった表面を被覆する構造を敷いていく必要があるだろう。そうすると、ここは草地になるのかなと私もは考えておりますけれども、まだそれ以上のことについては申し訳ないのですが決まっていないところです。

○鈴木会長 そういうお尋ねをしたのは、要は表面がロームだから水が浸み込まないと単純に言えるかどうかというのを危惧したわけです。要するに森林ということからすると、私などのイメージは、芝生であっても木が生えていたりしても、それは極めて水がよく浸み込んでスポンジのような効果を発揮して、水は浸み込みますよという発想なわけです。つまり先ほどの森林率を3割残しましょうとか、そういう環境に配慮してというようなところで考えている森林率は植生マットで水を排除するような場所ではなくて、スポンジのようによく水が浸み込むというようなイメージの30%ではないのかなと思うのですけれども、それがここは盛土の安全のためからといって水は浸み込ませませんよという発想で盛土をつくるという理解になりますか。

○奥秋民間まちづくり担当課長 そのとおりでございます。

○鈴木会長 そうはいつでも、現況で谷地形があつて、堰堤が7基も入っているような谷なわけですが、この堰堤は外してから工事をされるのですか。それとも、この堰堤は埋め殺す形で先ほどの断面図にある構造を作られるのでしょうか。

○奥秋民間まちづくり担当課長 まず、現況の谷底には堰堤が確かに入っています。かなり古い状態になっていますので、現在機能しているか、していないかということになると、いささかお答えしにくいところもあるのですけれども、ちょうど谷底に先ほどゴルフ場からの水も若干こちらに流すのだ、みたいな話がありましたけれども、排水系統ができます。

その排水路を谷底に設けるために邪魔になってしまう部分はこの堰堤については撤去する、さらに、またここは底盤をサンドコンパクションパイルで地盤改良を行いまして、その施工中に邪魔になるようなものであれば、やはりそれはとっていくことになります。基本的には土砂の中に含まれる巨石の類いになりますので埋め殺していくのが経済的なのですけれども、施工中の問題で邪魔なものについては撤去していくという発想で設計しております。

○鈴木会長 何かこのあたりで。

○小峰委員 斜面に1メートル50センチの犬走りがありますね。1.50と書いてあるのは犬走りの幅ですね。この図面です。そういうことですね。

○奥秋民間まちづくり担当課長 はい。

○小峰委員 そこに排水路を全部切っているわけですね。

○奥秋民間まちづくり担当課長 法尻のところですね。

○小峰委員 要するに、これは表面の雨水排水はこれでとれるのですけれども、これは縦にどこかで落とすわけですね。どこかで集水するわけですね。約1対2だからそんなに急な斜面ではないですね。勾配率がそんなにきつくないからもつのだと思いますけれども、ただ先生が先ほど言ったように、実際にロームですから水を含みやすいのではないかなど、そんな気がしているのですけれども、砂でしたら下に入って行って排水路を通して土木シートで排水できるのでしょうかけれども、ロームだと水を含みやすいかなどという気がしているのですけれども、その辺は技術的にどうなのでしょう。

○奥秋民間まちづくり担当課長 捷水路で受けた水は今度縦方向に水路が入っていますので、その水路からの水は全て促されて下に落ちる。

○小峰委員 それは法面に沿ってですね。

○奥秋民間まちづくり担当課長 その法面に水が浸み込みにくいかどうかということではしゃいますね。

○鈴木会長 多分今のお尋ねは、1つは表面の水をどういうふうには排水して最大時間雨量75ミリに耐えられるという話と、そうはいけれどもやはり住宅地の庭であるとか公園用地の斜面はそれなりに水は縦に浸み込むだろう、浸み込んだものが盛土の中に滞留しないのかというような2方向のお尋ねであると。

○奥秋民間まちづくり担当課長 この図面でいいますと、このロームとロームの間に赤い実線が、これは不織布です。この不織布も構造的に工夫がなされていて、水を吸着するシートプラス、それを今度勾配に沿って流していくシートをさらにそれに上乘せするような形になっています。それで水道といいますか、不織布の中に水が通るような、毛管現象だということで、そのまま斜面の方にその水を持っていく。持っていった水は斜面の方からしみ出していくような形になります。しみ出した水は捷水路で受けて、今度は縦方向の水路に導かれるという流れになりますので、この中に仮に水が入ったとしても、これは何層にもわたって存在しますので、排水については十分促されるものだろうと考えており

ます。

○小峰委員 法面には高木は植えないですね。

○奥秋民間まちづくり担当課長 まだ土地利用については正確には決まっていないのですが、やはり構造上そういったものを植えることになりますと、当然根が張って、それがあおられてということになりますと極めて危険な状態になりますので、そこは考えてまいります。

○鈴木会長 どうぞ。

○久保田委員 今、説明を聞いていて逆にわからなくなってきたのですが、ともかく盛土のところにはなるべく水を浸透させて蓄積させないように検討しているという説明だったかと思うのです。

○奥秋民間まちづくり担当課長 なるべく水を入れない構造になっています。仮に入ってしまったとしても、こういった構造があるので水が早く排出されますよ、排出が促されますよという説明だったのです。

○久保田委員 というのは、これは保安林ですけども、多分傾斜が急だから崩壊防止ということも含めて保安林指定になっているのでしょうか、そこを森林にしておくということは、結局、森林の土壌の部分に雨水が浸透して行って、土については森林の根が土を押さえていて、そういう形で貯留された水が少しずつ下流の方に出ていくという役割を持っているのかと思うのですが、ここでの盛土の場合だと、なるべく降った雨水を盛土の中に浸透して溜まるような状態にはしてはいけないという考えの下でこれは計画されているのですか。その辺が良くわからなくなるのです。

○奥秋民間まちづくり担当課長 基本的に水は極力入れないという思想です。

○久保田委員 ということは、盛土が膨大になった場合には水を含んでしまうと危険だということなのですか。水を含めばそれだけ重くなりますね。下流側に圧力がかかりますね。

○鈴木会長 皆さん、やはり40メートルの盛土が御心配というのは良くわかりまして、私も心配なところはあるのですが、実は水を入れるか入れないかというのは両面ありまして、私の理解では、今の御説明で水をなるべく入れないのだ、抜きたいというのは地震があったときに液状化をするという心配がもう一つあるわけです。それゆえにここで今、参考の図を配っていただいて、砕石を入れる、ジオテキスタイルのシートを入れる、水を入れないという御説明であったかと思えます。多分、この辺は地震液状化対策の工法という理解でよろしいでしょうか。

○奥秋民間まちづくり担当課長 液状化の発生過程は、先生はもちろん詳しいわけですが、基本的に地下水と土層構造が影響するわけで、極力そういった構造にしない、そういう状態にしないというのがこの設計思想になりますから、今、言われたように様々な効果はあるということですが、その中の一つに液状化対策も含まれるのかという問いに対しては、そうなりますというお答えになります。

○鈴木会長 私ばかり言って恐縮なのですが、要は宅地造成等規制法で一応オーケーにな

っていると理解した上で議論しているわけですが、宅地造成等規制法は平成18年に1回改正されて、多分これも18年に改正された規制法で見直されていると思います。18年の改正は、阪神・淡路の地震と中越地震が起きて、そのときに盛土がいっぱい崩れたわけです。それに対応するように法律が変わったことがあります。ところが、私の理解では、そのとき変わった法律の中では明示的に液状化に対する基準を持っていません。

ただし、規制法を解説した本の中に、この規制法の留意点として盛土材の砂質土を使う場合の注意とか、粗粒の石を使うとかということが書かれております。液状化の現象が発生することを考えてそういうことになっていると思います。それに対応して今日のこういうものも出されていると私は理解するところなのですが、ただ液状化については法律の外側の解説に類するところでの対応なので、そこらあたりを具体的にどういうふうに判断されたのかというところ、先ほど御説明があった法律に則ってやったもので、「みなし」で森林法の基準でなくてオーケーですよ、というところを超えてお尋ねしたいというのは多分そのあたりかなと思っております。そういう理解でよろしいか伺いたいです。

○奥秋民間まちづくり担当課長 御指摘のとおり宅地造成等規正法では液状化に対する審査は義務づけられていないのです。そういうことからこういった大規模盛土を行う際には、私どもの方で審査する過程で液状化についても考慮しながら審査していくことを心がけているわけですが、今回の場合、仮に液状化が発生した場合であっても、下流側の強固なソイルセメントでつくられている堤体がございます。この堤体によって盛土構造そのものが変動しないという考えでもあります。液状化が起こるか起こらないかということに関しては、土質構造はきちり作っていきますので起こらないと考えていますけれども、地震力ですとか地下水位ですとかさまざまな要因でそれが発生するかもしれない。絶対できないというふうには、ましてや基準がない中での話ですので、基準に則ってやりましたとは言えないところもあります。そういうところで極めて発生しづらい構造であるということは我々の方で認めているというところで、今回御了承していただければということでございます。

○鈴木会長 どうぞ。

○斉藤森林課長 先生、お話の中で、今、都市整備局から説明があったのですが、議事録に残りますので、私どももこれをもって林野庁に報告する中で承認をしたこととなりますので、私どもの方で確認したいところが2点ございまして、議論の中に少し絡むものですから、まず1点目なのですが、資料6の12ページの公共用地の近隣公園の中に申請では造成森林と書いてございますので、造成森林ということで申請が上がっている以上は、私どもは造成森林で受けましたので、造成森林ということで議論をしていただかないと、これが違いますということで林野庁に指摘を受けます。

○鈴木会長 ジオテキスタイルを張った緑の土表面にしますということでは。

○斉藤森林課長 林野庁で了解を得られません。そうしますと、今度はこちらの方で審議

会の中で承認しましたということになってしまいますので、これがまず1点と、それから、先ほど雨量強度の話ですが、宅地造成等規制法の雨量強度は120ミリ（/時）程度と、うちの方では認識していますので、その違いがまた林野庁に行ったときに、審査の中で東京都さん、それで良いのですかということだと、私どもが国の方に説明ができなくなるものですから、この2点だけは申し訳ございませんがこの議論の途中で確認をさせていただければと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長 ただ、そうはいってもこの資料は事業者さんがつくられたもの、それから、宅地造成等規制法、都市計画法で一応評価された担当部局の御説明ということですので、余りこれ以上議論してもあれなところがありまして、どうぞ。

○坂井委員 残置森林率だとか造成森林率は結構保安林の解除手続の中では重要な部分になります。したがいまして、これは最終的に農林水産大臣の審査権限になると思うのですが、実は何も木を植えません、だけれども森林なのですということではなかなか厳しいかなという気もします。一方で、余り大きな木を盛土したところに植えると危ないという現実の問題がある。そうすると、低木性の木を植えるという方向なのかなと思うのですが、その辺は仮に森林部局が指導なり助言をすとしたらどういうふうな形になるとお考えですか。

○奥秋民間まちづくり担当課長 区画整理側としてどうかということですか。

○坂井委員 いや、森林部局。

○斉藤森林課長 私どもの方としては、造成森林ということで申請が上がった以上は草地だけですと造成森林とは認められません。また、林野庁とも相談しまして、そういったみなし規定はあるでしょうかと御相談しても、やはり森林という形をとるとなればそれなりの木を植えざるを得ないのです。

○津国農林水産部長 だから先ほどからの議論で、高木はここに植えると支障があるけれども、それについては低木を植えれば良いのではないか。

○鈴木会長 わかりました、そういう御議論があるということですね。

ほかにどうぞ。

○奥秋民間まちづくり担当課長 今の件に関していえば、私どもも議論の中で木を植えないとは申し上げておりません。まだ、土地利用が決まっていないと。御指摘があったとおり、高木を植えてしまうと根が張って揺られて斜面に影響があるだろうということは申し上げたつもりです。ですから、今、御指摘のあったように、低木だって十分そういった材料になるのだよ、という御示唆があれば、それを受けて今後また稲城市などと検討していくことは事業の中で可能ですので、そのように対応してまいりたいと思います。

○小峰委員 法面に何か崩れないような構造物、例えば、ビニールシートあるいは網みみたいなものを入れるとか、そういう工法にはなっていないのですね。

○鈴木会長 ジオテキスタイルとかそういうものがやはり土地を強化する工法ではある。

○奥秋民間まちづくり担当課長 法面というか、水平面方向に対してはそういう排水を促

す、強度を保つという意味でジオテキが入っていますけれども、法面そのもの、斜面に対してそういった網を入れるとか、あるいは草木が生えないようにしてしまうとかいうところまでの検討はまだしていません。

○鈴木会長 どうぞ。

○斉藤森林課長 私どもの方もこれから林野庁に当たるものですから。

○鈴木会長 わかります、それはそうなのだけれども、御心配もわかるけれども、これだけの委員の方々の意見をとにかくまず伺って、全体的な判断をして行くと思います。こういう議論を伺った上でさらに何かコメント、どうぞ。

○奥秋民間まちづくり担当課長 同じ事務局の中で申し訳ないのですけれども、先ほど雨量のことについて若干ありましたけれども、私どもは下流の下水道に雨水を排水するわけですから、下水道計画との整合が重要でございます。組合の方が作っている計画は下水道計画と整合がとれているとなっておりますので、林野庁さんがその辺をどうお考えになるのか、そこは逆に申請する側からすれば、十分そこら辺の御説明をお願いしたいということになります。

○鈴木会長 今の件はそうすると宅地造成等規制法の議論の中では下流の下水道の基準からして75ミリ（／時）ということで申請があって議論があって許可になっている。森林部局の方は120ミリ（／時）ということで認識しているということでしょうか。

○斉藤森林課長 そうです。

○鈴木会長 それは違うのか一緒なのかというのは、事務局としてどうお考えになったら良いのかですが、だけれども多分これは前回の時もあったのですよ。北西部の時も。その時もあったのだけれども、要するに森林には120ミリ（／時）降っても平気ですという話があって、一方では下流に水が出ていくのは75ミリ（／時）より多くないでしょうということのような類いで、上は上、下は下で違うけれども、つなぎ目のところで矛盾は起きないでしょうということをたしか都市整備局の方だったか、森林の方だったか、一応矛盾はありませんと言っていただいて、まあよろしいですねという、その点はクリアしたように思うのですが、今回はそういう理解をできますか、それともできませんか。つまり設計はこうだけれども、つなぎ目のところで森からこっちへはそんなに出ていかないのだから2つ水準が違う、これはそれぞれの基準でそうなっているのでしょうかから、違っているということだけだったら、では合わせなさいといって基準を合わせなければいけないから、それはちょっと無理というか、両方あるけれども両方つながっているというような理解はできますか。

○斉藤森林課長 大変申し訳ございません、私どもの資料が手元になく、またきちんとしたものが確認できなかったものですから。

○奥秋民間まちづくり担当課長 私どもの方から申し上げれば、下流の三沢川も75ミリ（／時）対応で築造されておりますので、基本的にここから出た水は全て排水することができるという計画の下で設計しております。恐らく前回もそのようなことでお話したような

記憶が私にはあります。

○鈴木会長 一応それでこの議論ではそういうことは、上の基準は上、下の基準は下という、それもいろいろ議論があったかと思うのですが、ただそのことをもって瑕疵があるとか何とかということではなくて、そうではあるけれども、ここでは75ミリ（／時）にしても120ミリ（／時）にしてもそれなりの強い雨なので、我々としてはそのところはそれをもってだめだとか何とかという話にならないのではないかと、という判断を前回はさせていただいたと思います。だから、それがそれで良いのかと言われるとまた御意見を伺わなければいけませんけれども、そのところはそういう理解だと事務局は困りますか。

○斉藤森林課長 林野庁においてもこれから大臣許可のための審査があり、今、坂井委員の方からもいただいたとおりで、早急に詰めさせていただきたいと思っておりますので。

○鈴木会長 私は表面の水も心配だけれども、むしろ中に入った水の方が先ほど言った地震だとかの関係で、今日の資料これは基本的には現在の基準に対応して十分お考えいただいたプランのように見えますが、ただ、先ほど言った宅地造成等規制法の基準の法的に弱い部分にかかわる高盛土はいろいろなところで慎重に考えなければいけない部分でもあるので、断面の絵で先ほどどなたかから出てきたけれども、安定計算だとか、ここもジオテキスタイルと書いてあるだけだとこれが何の意味を持つのか、あるいはここも砕石という御説明はいただいたのだけれども、この砕石が盛土の安定上どういう効果を持っているのかということ資料でお示しいただけるとするのが要るのかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

○田中委員 私はこういう工法については全くわかっていなくて今日、議論を伺わせていただきました。技術的にはとても土木の方は進んでいるのだなと思って感心したのですが、今、会長のお話にもあったように、今後何年もつのかとか、どういうふうに管理して行ったらいいのかとか、どのような管理が必要なのかとか、その辺の情報をいただくと、すごく安心するのではないかなと思いました。それとそこに住む人が普通の山と思って耕したり、何か植えたりしないとも限らないので、そこら辺はどういうふうにこれからフォローしていくのかなんて思いながら、ちょっと話がずれてしまったのかもしれないですけども、聞いておりました。地山より強い構造というのはすごく魅力がありまして、人工物を作られるのだなどは理解しましたが、その管理とかその辺はいかがなものなのでしょうか。教えていただけるとありがたいです。

○鈴木会長 では、こちらかな。

○奥秋民間まちづくり担当課長 まず、この範囲に関しましては下流部は公園利用ということで、その方向は決まっております。上段部分は都道がループのようになっていますけれども、ここはやはり都道という非常に交通の便のよい、その脇にある土地ですから沿道利用が必要になってくると思います。沿道利用をするために稲城市の方でどういう土地利用計画を立てていくか、この辺についてはまだ決まり切っていないです。ただ、この盛土の構造がこういう状態でありますので、この構造を維持できるような、そういった上部利

用になるのだろうかなどは私どもの方からも組合と話しています。ただ、しかし、ここがまだどういう形で使われるか、土地利用についての決まりがまだできていないものですから、それは今後の課題になっていくと思います。公園につきましては稲城市さんの方で利用していくということですので、ここの管理者は稲城市になっていくのだろうということになります。それから、この土地は将来的に売られていく保留地になりますので、その所有者に対して、例えば、何か条件をつけて売るとかいうことは考えられるのですが、まだ今の段階ではどうなるか未定だということでございます。御意見としては貴重な御意見だと思いますので、計画に反映させていきたいと思います。

○鈴木会長 先ほど言ったようなあれで、盛土についての御心配が幾つか出まして、追加の資料もいただいて御説明を受けて、なかなか考えられているところまでは理解したけれども、安定計算等、安定ですよ、ということをお担当の森林の部局の方は安定計算の結果とかそういう情報はお持ちなのではないでしょうか。あるいはそういう資料は私どもがお願いすれば出していただけるのでしょうか。

○斉藤森林課長 いただいているものはありますが、用いる基準が異なるものですから、これで大丈夫ですというところはまだ私どもの方では解析までは至っておりません。

○奥秋民間まちづくり担当課長 安定に関しまして、私どもの方は東京都が持っています基準がございます。その基準に基づいて円弧すべり照査、それから、盛土の安定をそれで行いました。それから、盛土全体の滑動照査による盛土全体の安定をそれぞれ平常時と地震時において検討しております。必要な安全率は確保されていると考えています。

○鈴木会長 わかりました。

○坂井委員 今回のケースは、都市計画法と宅地造成等規制法の開発基準に合致することによって森林法の基準を満たしているとみなして差し支えないという世界での話なのですが、私どもは森林法に基づく保安林の解除とか林地開発許可等をしますときに、あるいは防災上の観点で水の問題、土砂の安定性の問題はそれぞれやはりわかりやすく具体的なデータを事務局に示していただきながら、では大丈夫ですねということを審議会の場で確認して、その上で答申するという形が通常なのですが、今回2つの部局にまたがったために必ずしも思うようにデータがいただけていないのかなという気がするのですが、もちろん都市計画法なり宅地造成等規制法に基づいて許可されているわけですから、それぞれの基準をクリアしているのだということは私どもは理解します。クリアしているとおっしゃっている。ただ、私どもが審議するに当たって、こういうことなのでクリアしているし大丈夫ですよという資料がやはり欲しいのです。私ども審議会の立場としては防災の面とか水処理はこうなっています、安定性はこうなっていますという資料を今後いただきたいというのが要望でございます。

それから、当然これが保安林解除の農林水産大臣の審査ということになりますと、今、申し上げた資料は審議会ではなくて今度は専門家の目で見ながちりしたものが求められると思いますので、そこはやはりきちんと資料を整えて対応しないとなかなか大変かなと

いう気がしますので、こちらの方は意見として言わせてください。

○鈴木会長 そろそろ時間も迫ってまいりまして答えを出さなければいけません。審議会で諮問をいただいているので、普通だったらこれで御説明いただきましたということで答申するという事なのですが、今、伺っているとやはりちょっとだけ心配がある。ただ、さりとてこれだけいろいろ御準備いただいているところを、あれが足らぬこれが足らぬということでもないのです、どうするかということなのでありますが、まず議事を打ち切るというか、どういう答申をするかという前に、他の点で何か言い忘れているお尋ねみたいなものがあれば、委員の先生方に伺いたいと思います。何かありますでしょうか。大体心配な点は発言はしていただいたということですのでよろしいですか。

どうぞ。

○久保田委員 先ほど出た問題ですけれども、要するに盛土後の造成の森林部分については、今回は計画が出ていないのですけれども、従来、例えば、砕石や何かの計画などが出る場合ですと、事業計画の中に砕石した後の跡地の緑化計画みたいなものが入っていて、それについて審議会でも了解した上で保安林解除について了承するという形になっているのです。

○鈴木会長 代替施設の一環ということですね。

○久保田委員 それを今回の取り扱いではどうするかというあたりが気になったものから。

○鈴木会長 事務局に伺いますが、その点は行政手続的にはいかがなのでしょう。

○斉藤森林課長 造成森林ということで申請が上がっているものですから、そこは確認した上で国の方に進達をしたいと思っております。

○小峰委員 一つ確認ですけれども、近隣公園と書いてあって造成森林と括弧して書いていますね。この辺のところは要するに土を動かさないところですね、これは地山ですね。

○鈴木会長 何ページですか。

○小峰委員 12ページ、平面図。法面の下のところにありますね。

○奥秋民間まちづくり担当課長 盛土部分ですか。

○小峰委員 盛土部分ではなくて、「近隣公園（造成森林）」と書いてあるところに線が入っていますね。ここの部分は地山のところですね。

○斉藤森林課長 線が入っていないところは地山ですね。

○小峰委員 近隣公園と言っているやつはこの法面も含んでいるのですか。

○鈴木会長 この尾根部に降って、水は横から盛土部分に入ってくる場合もあるということですね。

○小峰委員 この法面の部分ではないところに造成森林をつくるのだったら別に問題ないでしょうけれども、法面のところに造成森林をつくるのは非常に問題がありますね。

○津国農林水産部長 そちら辺は適切な木を選択して植えていくということではないでしょうか。

○鈴木会長 もう時間なので最後に御質問もいただいたので取りまとめたいと思います。お諮りしますが、通常これは基本的にといいか、保安林解除をやむを得ないものと認めるという文言で御提案するということかと思うのですけれども、今の委員の方々の御意見を見ると、盛土の部分についてだけはもうちょっと資料をいただきたいということがありません。ただ、それをもっともう一度この会議を開くというのも大げさだと思いますので、やむを得ないと認める、ただし大型盛土の安定性については資料を別途確認する、その内容を確認して適当であれば認める、もしくは不適當であつたらこの限りではないというような附帯事項をつけてお認めする。何をもって認めるかというところですが、今、御意見が出ていたのは、多分盛土の安定性とかそこの森林のところのコメントをいただいて、文書で事務局から当審議会がいただく。具体的には私が判断させていただいて、それで適当であればやむを得ないものということを進めるというようなやり方かなと思ったのですが、委員の方、それはまずいぞとか、もっといい方法があるぞとか、何か御意見はありますでしょうか。あるいはもうそんな附帯決議は要らないのではないかとか。

どうぞ。

○坂井委員 関連する法令とか許認可基準等を満たしてきている流れの中でここで止めるというのは難しいと思うのですが、会長がおっしゃられたように確認したいところがある、それを確認するという附帯事項をつけた上で保安林解除はやむを得ないというふうになってもやむを得ないのかなと思います。ただ、その中に盛土部分の安定性に加えて盛土部分の造成森林計画の絡みもございますので、安定性と密接に、大きな木を植えると安定性が損なわれるとかがあるので。

○鈴木会長 そうしたら大型盛土に関してというくらいの、あまり附帯事項であれこれ例示しないで、審議会が出た盛土部分の事項に関して確認をする。

○松本委員 これだけいろいろ出てきていると、やはり確認は必要かなという気はします。ただ、会長がおっしゃったとおり、またもう一度集まって云々と、その確認をもう一回やるというよりは、この手続の流れからいけば会長に一任しながらその確認をしていただいた上でやむを得ないということになるのかなという気がするのです。

○小峰委員 会長も大変でしょうが。

○鈴木会長 いろいろな審議会で、環境審議会などはいっぱいいろいろ附帯事項がつくのを見たことがあります。自分がこういうものやっていると、今、御意見をいただきまして、やむを得ないものと認める、ただし、大型盛土については審議会が出た事項について確認をした上でというような中身で答申文を事務局の方に作るのを依頼したいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方で。

○斉藤森林課長 今、そのような委員会の方よりいただいたものにつきましては、大変申

し訳ございませんが御用意を全くしていないものですから、確認をとらせていただきまして、答申案にそれを入れ込みさせていただく時間をいただきたいと思っております。その間休憩ということ。

○鈴木会長 わかりました。事務局に対しては無理を申し上げていることになるのかもしれませんが、そういうことですので、10分くらいで何とかいけますか。

○津国農林水産部長 急いでつくってきますので。

○鈴木会長 私は拝見するけれども、では休憩ということで申し訳ございません。今、4時なので、4時というお約束でしたが、4時10分再開ということ。

(休憩)

(事務局、答申書案配付)

○鈴木会長 それでは、時間になりましたので再開をさせていただきます。

今、答申書案が配付されまして、通常だとこれは事務局で読み上げていただくということなのですが、今回は先ほどの議論に従った文面になっていますので、「てにをは」等も御確認いただくために私の方で読みます。

25東森審第2号

答申書

東京都知事 舛添要一殿

平成26年3月3日付25産労農森第1049号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

平成26年3月12日

東京都森林審議会 会長 鈴木雅一

南山東部土地区画整理事業に伴う保安林の指定の解除については、やむを得ないものと認める。

ただし、当該保安林解除申請における大規模盛土工に関する資料を当審議会が別途確認するものとし、その内容が不相当である場合はこの限りでない。

そういうことにさせていただきまして、答申書はこういうもので答申してよろしいかと。

答申書ですからこれ以外に補足はないといえませんが、私としては先ほどの議論でも担当の都市計画の部局も十分精査はしていただいているだろうと思っておりますので、

それほど時間は要しないのではないかと思う次第です。資料を提出いただいて、私が判断させていただいて、それでこのただし書きの部分がなくなるというか、解消したということで進めるやり方になろうかと思っております。それも含めてこの答申書は「てにをは」等が心配なところもありますので、委員各位でもう一回読んでいただいて、もしあればあれですが。

○坂井委員 「てにをは」、進め方を含めて会長に一任させていただければと思うのです。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、御了解を得たいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、案がとれたものを知事に提出することにいたしたいと思います。

本日の審議会の私が座長をするところの部分はこれで終了ということで事務局にお返しいたしますが、会議を閉じる前に何か事務局で補足はございますか。閉じてよろしいですか。

○斉藤森林課長 結構です。

○鈴木会長 では、事務局、よろしくお願ひします。

○事務局(司会) それでは、今のお言葉をもちまして本日の審議会の日程は全て終了となりました。委員の皆様、特に鈴木会長におかれましては熱心な御進行をいただきまして誠にありがとうございました。

審議が終了いたしましたので、ここで傍聴者の退場をお願いいたします。

(傍聴者、退室)

○事務局(司会) では、引き続きまして事務局より連絡事項がございます。次の審議会でございます。秋ごろ林地開発に関する議案を予定してございますので、改めましてまた委員の皆様におかれましては日程調整をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、これをもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。